

檜山振興局高病原性鳥インフルエンザ警戒本部設置要領

(平成23年2月7日制定)

(平成24年4月2日改正)

(平成25年4月10日改正)

(平成26年4月15日改正)

1 趣 旨

近隣諸外国において高病原性鳥インフルエンザの発生が続いていることやこれまでの国内での発生を踏まえ、管内での高病原性鳥インフルエンザの発生防止などに万全を期すため、「檜山振興局高病原性鳥インフルエンザ警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置する。

2 組 織

警戒本部の構成は別表のとおりとし、本部長が招集する。

3 附議事項

警戒本部に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 檜山振興局管内における高病原性鳥インフルエンザ発生防止策に係る局内等の連絡調整に関する事。
- (2) 農場における発生防止対策に関する事
- (3) 畜産関係者における防疫対策に関する事
- (4) 物流における防疫対策に関する事
- (5) 野鳥の監視等に関する事
- (6) 道民及び来道者への協力依頼に関する事
- (7) 情報の収集に関する事
- (8) 広報に関する事
- (9) その他必要な事項

4 庶 務

警戒本部の庶務は、檜山振興局産業振興部農務課において処理する。

5 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(別表)

檜山振興局高病原性鳥インフルエンザ警戒本部構成員

区 分	所 属	職 名
本 部 長		副 局 長
副本部長		産業振興部長
構 成 員	地域政策部	地域政策部長
		総務課長
		地域政策課長
	保健環境部	保健環境部長
		保健行政室長
		環境福祉長
		健康推進課長
		生活衛生課長
		社会福祉課長
		環境生活課長
		産業振興部
	農務課長	
	農務課主幹	
	農村振興課長	
	林務課長	
	檜山農業改良普及センター所長	
	檜山農業改良普及センター 檜山北部支所長	
	檜山家畜保健衛生所長	
	渡島総合振興局 保健環境部	今金地域保健支所長
		八雲食肉衛生検査所長
	渡島総合振興局 函館建設管理部	江差出張所長
		奥尻出張所長
		今金出張所長
檜山教育局	次長	
	教育支援課長	
北海道警察函館方面本部	警備課長	
北海道函館方面 江差警察署	副署長	
北海道函館方面 せたな警察署	副署長	